

平成30年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第59号	平成30年度宝塚市一般会計補正予算 (第1号)	可決 (全員一致)	5月28日
議案第61号	宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第22号	「核兵器禁止条約」に日本政府が参加・署名を求める請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

① 平成30年 5月23日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○梶川 みさお 石倉 加代子 大川 裕之
 となき 正勝 富川 晃太郎 細川 知子 三宅 浩二

② 平成30年 5月28日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○梶川 みさお 石倉 加代子 大川 裕之
 となき 正勝 富川 晃太郎 細川 知子 三宅 浩二

③ 平成30年 6月20日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○梶川 みさお 石倉 加代子 大川 裕之
 となき 正勝 富川 晃太郎 細川 知子 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第59号 平成30年度宝塚市一般会計補正予算(第1号)

議案の概要

補正後の平成30年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

778億5,176万4千円(8億9,823万6千円の減額)

歳出予算の主なもの

国の補正予算により平成29年度3月補正予算に計上していた事業費のうち、平成30年度当初予算にも計上していたものを減額するもの

歳入予算の主なもの

減額 国庫支出金 学校施設環境改善交付金

繰入金 公共施設等整備保全基金とりくずし

繰越明許費の補正

設定 文化芸術施設・庭園整備事業

債務負担行為の補正

追加 新庁舎等整備工事費

文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理料

地方債の補正

廃止 小学校施設整備事業債

増額 ほ場整備事業債

減額 農業用施設ため池整備事業債ほか、2件

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 宝塚観光花火大会の休止については、会場変更による警備費の増大が大きな理由である。今回、宝塚サマーフェスタで花火を打ち上げるため150万円の補正予算が計上されているが、この150万円には警備費が含まれているのか。

答1 事業費としては花火の費用と、警備を含めて300万円を予定している。この150万円に加え、残りの150万円については協賛金等を集め実施する計画で進めている。

問2 今回の花火の打ち上げに当たり、従来の宝塚サマーフェスタに比べ警備の増強はするの。するのであれば、300万円の事業費のうちいくらが警備費に充てられるのか。

答2 宝塚サマーフェスタの警備とは別に、花火に関する警備を追加する。追加分の警備業務委託料として100万円を想定しており、その費用で安全確保できると考えている。

問3 今回山本東2丁目と山本丸橋2丁目に私立保育所が新設されることについて、放課

後児童クラブを併設しないことによる減額補正がされているが、放課後児童クラブが併設されなくなったのはどちらか。

答 3 今回の私立保育所誘致整備において、設置事業者の応募条件として長尾小学校区で応募する場合は放課後児童クラブの併設を検討することとしており、長尾小学校区に2園の応募があった場合にも対応できるよう予算を計上していた。選定の結果、長尾小学校区である山本東、丸橋小学校区である山本丸橋での新設となり、山本東2丁目のみ放課後児童クラブを併設することとなった。

問 4 私立保育所誘致整備の法人選定に当たっては、選定委員が事業予定地の現地視察をしたとあるが、山本東2丁目の予定地周辺は道路幅員が十分ではなく、交通事情が万全ではないような印象である。市はどう認識しているのか。また選定委員会の現地視察でそういった意見は出なかったのか。

答 4 周辺の道路環境に課題があるとは認識している。今回の審査は、立地及び周辺の交通網が保護者のニーズや本市の意向と合致しているか、日陰、騒音、景観等周辺に配慮した計画となっているか、送迎用駐車場や駐輪場が確保されているかという観点を基準として行っており、子どもたちや保護者にとって立地がよいかということを中心に考えた。一方で、地域住民にとっては、地域内の車の増加という心配につながっているということも認識している。今後、保育所の必要性を訴え、配慮できることを事業者にも求めていきたい。周辺に全く影響のない保育所整備は困難であるため、近隣住民に理解いただけるよう事業者とともに説明していきたい。なお、選定委員会の現地視察においては、周辺道路の影響についての意見交換はされていない。

問 5 新庁舎の施設整備費について、全体事業費が30億円であるが、6月補正予算後では35億円となっている。5億円ふえているが、原因は。

答 5 主な要因としては、新庁舎の整備費は約20億円であるが、入札を実施するため予算上は25億円計上していることにある。ただし、工事費については1割強の入札減を見込んでおり、2億5千万円から3億5千万円程度が入札により減額になると考えている。そのほかの要因としては、危機管理センターの非常用電源を72時間対応できる設備に変更したこと等により、当初よりも若干工事費がふえていることなどである。

問 6 新庁舎建設延伸を取りやめることにより多額の財源の確保が必要となる。行財政改革の中で財源を確保していくとのことだが、福祉施策や市民に対する施策に影響が出るのではないかと懸念される。どういったところに視点を置いて行財政改革に取り組んでいくのか。

答 6 2018年3月作成の財政見通しは、新庁舎の進度調整ということで延伸し、実施計画の財源を後ろにシフトして作成している。今回延伸を中止することにより、その費

用は今の財政見直しには上がっていないが、どこかで賄わないといけない。2017年度に全事務事業の見直しを行い全ての事業で見直すこととしているが、今後全て福祉施策等で見えていくのは厳しい。経常的な経費や実施計画の財源も含めてしっかりと精査し対応していきたい。現時点では福祉施策等の見直しという固定的な考えはない。

問7 2018年5月の資料では2019年7月から1期工事に着手し、2022年6月完成の予定となっているが、2017年11月の資料では2018年度下半期から2020年度にかけて工事を行い2020年度末の完成予定だった。1年以上おくらせている理由は。

答7 2017年11月にいくつか設計内容の見直しをしたことにより、現在、設計作業に時間がかかっているが、本年度末に入札手続きを開始し、来年6月の本契約に向けて準備を進めたい。再度工事内容を精査するとともに、他事業との工事調整や工期を勘案すると、1期工事で約15カ月おくれ、2期工事を開始するまでの間に上下水道局庁舎の解体や引っ越し期間を加えると、全体の工程では1年半ほどおくれることになる。

問8 文化芸術施設・庭園整備事業の指定管理者選定委員会の委員構成について、知識経験者が6人とのことだが、こういった人を想定しているのか。また、文化芸術に関するの専門家と施設運営の専門家は別だと思うが、そのような専門家は含まれているということか。

答8 基本設計等の策定時に、各専門分野の有識者の検討会で意見をもらいながら進めており、今までの経過を把握している有識者を中心に選定委員会を構成していきたいと考えている。これまではこういった機能の建物をつくるかという議論の中で有識者にかかわってもらったが、指定管理者の選定については、これからこういった運営をしていくのか、市はどういった運営を目指していきたいのかといった思いを理解してもらい、それを実現できるような事業者の提案を評価できる人をお願いしていく。

問9 文化芸術施設・庭園整備事業に関しては、市民との協働で庭園の管理に市民サポーターも参加することになるが、指定管理者が行う作業と市民サポーターが行う作業との区別はどのように考えているか。

答9 庭園には技術的に管理が難しいメインガーデンなどがあり、その部分の基本的な管理は指定管理者が担う。市民サポーターについては、技術的なスキルを上げた中で、メインガーデンでの移植や補植などのガーデニングの部分や環境学習などを行うことを考えており、総合的に指定管理者が市民サポーターをコーディネートしながら協働で管理を進めていくことを想定し、指定管理者を選定したいと考えている。

問10 指定管理期間が5年ということだが、これでいいのか。この施設は市民との協働によって進めていくため、市民との関係性の構築が非常に大切だが、5年で業者が入

れかわると市民との関係構築が途切れ途切れになるのではないか。

答 1 0 指定管理期間の設定については市としても懸案事項であった。事業者ヒアリングの中で、長期間の設定のほうが指定管理者は長期的な視点に立って安定した運営ができるメリットがあるという意見がある一方、新たな施設と庭園であり、初めての指定管理期間となるので、光熱水費や維持管理経費、事業による収入等の実績がないのがリスクになるという意見があった。市民サポーターは長期的な視点で見る必要があるが、実績を見て判断するのが今回についてはよりよいと考え、まずは、指定管理者制度の運用指針で原則とされている5年で設定した。

問 1 1 文化芸術施設・庭園事業の場合と同様に、市の指定管理者選定委員の中には知識経験者として税理士が入っていることが多い。これは収支計画等を評価することが目的だと思われるが、税理士は、税についての専門家として、依頼者側に立ってアドバイスをするものである。会計状況や監査のような適正さを見るのであれば、監査などで数字を中立な立場で判断する業務を行う公認会計士のほうが適切ではないか。

答 1 1 いろいろな企業の応募があるため、それらの企業の経営状況を判断する観点で選定委員に税理士を含めている。税金の専門家であると同時に会計にも詳しいということもあり税理士としているが、税理士でないとできないということではないため、目的に一番ふさわしい人に入ってもらえるように考えていく。

問 1 2 いじめ防止対策委員会がかなりの頻度で開かれており、当初の想定より多く開催されているため、補正予算が計上されているのだと思うが、議会として補正予算の審議をするに当たり、何も情報がなく、現在どのような状況で、今後どの程度開催されるかもわからないというのはどうなのか。いじめ防止対策委員会の委員にも理解をいただき、何らかの説明をするべきではないか。

答 1 2 いじめ防止対策委員会は、平成28年12月28日に第1回目が開催され、現在36回開催されている。第三者委員会として、教育委員会側でもなく、被害者側でもない独立、中立の立場で判断したいとのことから、双方に情報の提供をしない主義で運営をしている。しかしながら、かなりの期間が経過していることから、市としても早急に答申をしてほしいということで、答申ができる日程等について説明してほしいと書面でいじめ防止対策委員会に確認をした。次の開催時に答申の時期について一定審議され何らかの回答が得られるものと考えている。

問 1 3 市立花屋敷グラウンドのネーミングライツについて、相手方は指定管理者となっている事業者だと思うが、当該事業者がネーミングライツをすることとなった経緯は。

答 1 3 現在ネーミングライツでライフパートナーフィールドとなっているが、この施設は民間事業者が指定管理者となっており、民間にしかできない取り組みをどんどんし

てもらうというコンセプトで運営している。その一環としてナイター設備も自主的に設置していただいております、活用の幅を広げて収入もふやしている。その取り組みの協議の中で、本市でなかなか進んでいなかったネーミングライツに取り組んでもいいのではないかとということで、今回の取り組みを進めた。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第61号 宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正の主な内容】</p> <p>(市民税)</p> <p>個人市民税が非課税となる範囲を拡大するとともに、個人市民税の基礎控除の適用に所得による上限を設けるほか、資本金が1億円を超える大規模法人に対し、電子申告による申告書の提出を義務付けるもの。</p> <p>(固定資産税)</p> <p>地方団体の政策に応じた特例措置を実施できるよう課税標準の特例率を選択できる「わがまち特例制度」として、対象となる資産に係る特例率を定めるもの。</p> <p>(市たばこ税)</p> <p>加熱式たばこの課税方式の見直しを行うとともに、税率を段階的に引き上げるもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 この条例が施行され、市税条例の改正が行われた場合の本市財政に与える影響額は。</p> <p>答1 個人市民税については、非課税範囲の拡大により437万4千円の減額、非課税基準の引き上げで1,636万1,100円の減額、また、基礎控除の見直しにより1,830万6,600円の増額になると試算。市たばこ税については、紙巻きたばこは段階的に増額となり、平成30年度から平成34年度までの5年間で増税分について4億9,128万7千円の増額と試算したが、一方で、たばこ購入本数が平均年4%の減少傾向であることを想定し、5年間の影響額を約4億8千万円の減収となると見込んでいるため、たばこ税収としては現時点と大きくは変わらないと思われる。なお、加熱式たばこについては、現状の申告書において区分されていないことと、十分な情報がないことから試算できていない。</p> <p>問2 中小企業等が取得した先端設備等に対する特例措置に関する説明資料において、先鋭的な設備投資という表現があるが、この先鋭的な設備投資とは、どのようなものを言っているのか。</p> <p>答2 中小企業の生産性革命実現に向けて、革新的な事業を行うため最新の先端設備を導入するということで、革新的な事業を行うための設備投資という意味で先鋭的な設備投資という表現を使用した。</p>

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

請願第22号 「核兵器禁止条約」に日本政府が参加・署名を求める請願

請願の概要

<請願の趣旨>

広島・長崎の原爆被爆から73年目になります。核兵器による地獄を体験させられた私たちは、今日まで自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による被害が二度と生まれないことを強く願って運動を続けてきました。地球上から核兵器をなくすことは、私たちの悲願です。

その願いに今、大きな希望の光が見えてきました。昨年7月、国連で112カ国の賛成を得て核兵器禁止条約（核禁条約）が採択されたことです。条約は、第1条で核兵器の開発、実験、生産、製造取得、保有、貯蔵、移譲、受領、使用、使用の威嚇を全面的に禁止しており、画期的な内容です。さらに、この条約採択に際し、世界各国で革新的な貢献をしたとして昨年10月、ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶に向けての国際的な合意を後押しするものです。

1月13日、長崎市での市民セミナーにおいて、ICAN事務局長ベアトリス・フィンさんは、長崎や広島は原子爆弾の使用という人類史上最悪の経験をし、それを克服してきた地であることを強調。核禁条約の実現は、被爆者たちが自身の体験を語り続け、世界が核の恐怖を忘れないように取り組んできた結果であるとし、「被爆者の皆さんの協力なくして、条約の成立はあり得なかった」と敬意を表し、唯一の被爆国である日本が「核軍縮の国際的な運動のリーダーでなければならない」と訴えました。

核禁条約は核拡散防止条約（NPT）を否定していません。また、核保有国5カ国もNPTの中で核廃絶への明確な約束をした事実があります。究極の目標が共有されている以上、そこに向かう道筋を探る議論こそが重要です。

日本政府は、核兵器禁止条約に不参加を表明していますが、唯一の被爆国である日本は、核廃絶をどの国よりも強く訴えなければならない立場です。

<請願の項目>

- 1 唯一の被爆国である日本をはじめ世界各地において、自らの被爆体験を語り、核兵器による被害者を二度と生まれないよう願って活動する被爆者の願いを受け止め、核の無い世界実現に向けた行動を日本政府が歩みだすことを求める意見書を提出してください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 請願の趣旨に核兵器禁止条約に日本は不参加を表明しているとあるが、不参加の理由とはどういうものか。

答1 その当時の状況は情報が入っていないが、本年長崎で行われた市民セミナーにおいて、外務省の軍備管理軍縮課長が、核兵器禁止条約に賛同しない日本政府の見解について、北朝鮮の核ミサイル開発が重大な脅威になっており、アメリカの核抑止力の維

持が必要と強調し、核兵器禁止条約は安全保障の観点を考慮していないと指摘し、参加すれば国民の生命財産を危険にさらすことになるという考え方で日本は賛同していないと述べている。

問2 請願項目に核の無い世界実現に向けた行動とあるが、核の無い世界とはどのようなものを指すのか。核は兵器としてだけでなく発電などにも利用されているが、そのようなものの取り扱いはどう考えているのか。

答2 地球上のいずれの地にも核兵器を使用させてはならないという立場であり、現在2万発から3万発あると言われる核兵器を1発残らずなくすことが核の無い世界と考える。兵器としてではない核についての研究等は進めていく必要はあると考えている。

問3 請願項目では、核の無い世界実現に向けた行動を日本政府が歩みだすことを求める意見書の提出を求められているが、請願の名称は「核兵器禁止条約」に日本政府が参加・署名を求める請願となっている。請願名の内容の意見書を提出してほしいということか。

答3 全員一致できるのであれば、核兵器禁止条約への参加・署名を求める意見書の提出をしていただきたいが、本市議会として提出できる内容のものを提出していただきたいと考え請願項目を抽象的なものとしている。

問4 被爆されたときに、母親が妊娠中でまだ生まれていなかった被爆者などもいると聞いているが、そのような情報はあるか。

答4 被爆時に胎児であったり、被爆二世という方もいる。結婚のときに、親が広島出身であることで破談になったということが現実的であったと聞いている。当時長崎、広島にいた人だけではなく、二世、三世にとってもさまざまな影響を受けているというのが現実の問題かもしれない。

問5 2020年の核拡散防止条約の準備委員会が開かれたが、その中での新たな展開などの動きは伝わっているか。

答5 核拡散防止条約（NPT）再検討会議の準備委員会が、本年2月4日までジュネーブの欧州本部で行われた。核兵器禁止条約採択後初めてのNPTの会合であり非常に注目もされたが、その中で核の非人道性を根拠に核を違法化した核兵器禁止条約がどのように議論されるか、核保有国と核兵器禁止条約を推進した国々とが対立して終わることなく、現実的で確実な核軍縮への道を開く必要があると言われていたが、この準備委員会ではあまり議論が出なかったのが実態である。その理由は、核兵器禁止条約に伴い核保有国と非保有国との溝が広がってしまったという実態があり、あまり議論ができなかったと聞いている。今後、何らかの形で核保有国と非保有国との対話をしていかないと、NPT自体も進まないというのが現実問題となっており、唯一の被

<p>爆国である日本が核保有国と非保有国との間に立ってリーダーシップをとっていく必要があると思う。</p>	
自由討議	なし
討論	<p>(反対討論)</p> <p>討論1 日本は唯一の被爆国として核軍縮、不拡散に主体的で積極的に取り組んできた。一方、核兵器禁止条約については、核保有国の賛同が得られていない現状から、条約への参加に対しては慎重な立場をとっている。核兵器の廃絶については、こうした現実を踏まえNPT体制を維持しながら核軍縮に取り組む対応が必要だと考えられる。日本は現実的、実践的に核のない世界を実現するために着実に前進していくよう考えており、核保有国と非保有国との間の橋渡し役を世界で唯一の被爆国として担っていく方針であるが、その目的は核兵器禁止条約への参加ではなく、現実的な核廃絶に向けた取り組みを進めていくことであると考えため本請願には反対する。</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論2 いろいろな意見の違いはあるが、この請願の項目は核兵器禁止条約への参加を求めるものではなく、核兵器による被害者を二度と生まないように願っているということであり、それは全ての国民の願いであると思われる。そうであれば、本市議会としても被爆者の願いを受けとめて、本請願に賛成し、本市議会の姿勢を示すべきである。</p>
審査結果	採択 (賛成多数 賛成5人、反対2人)

